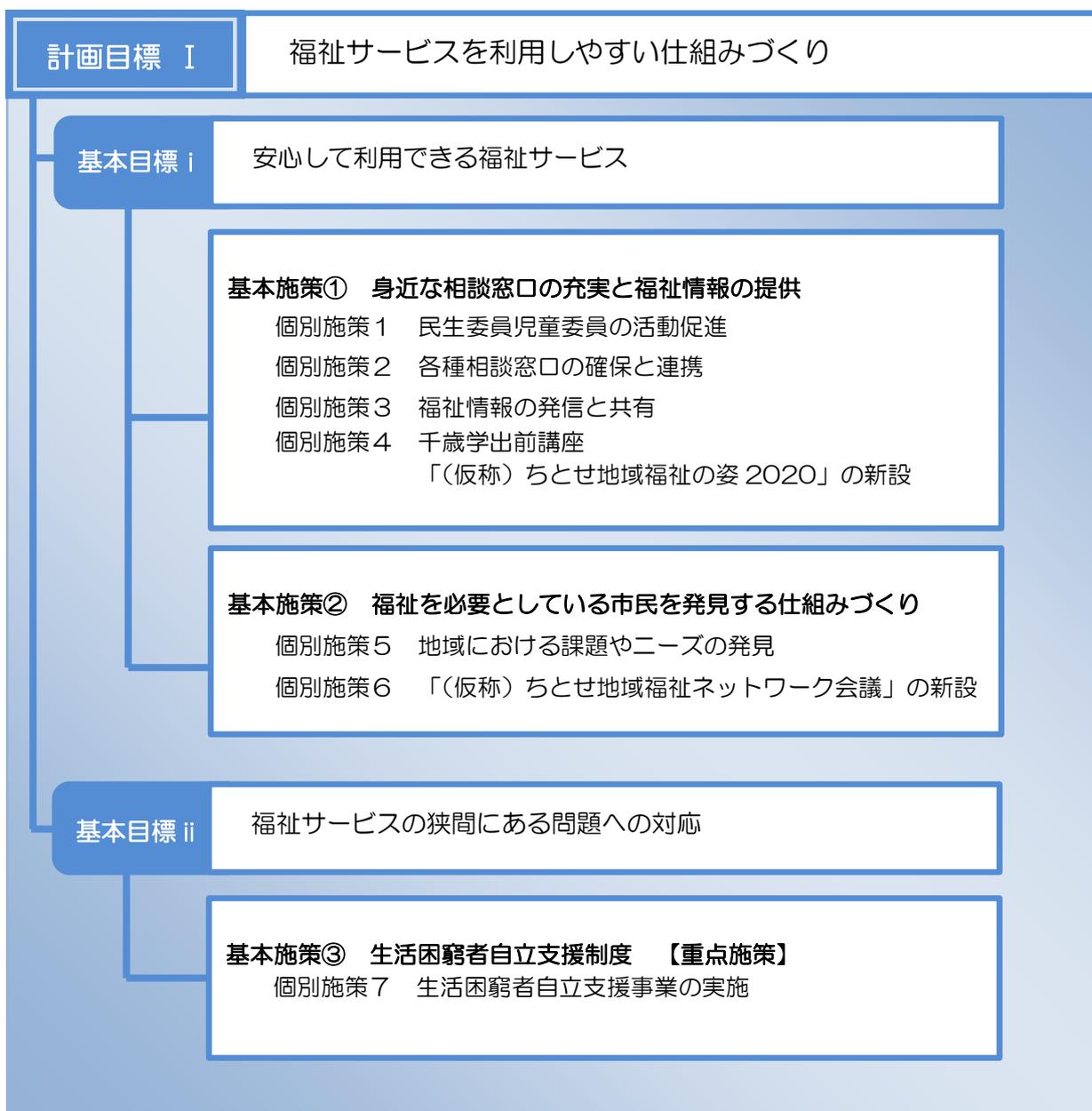


第V章 施策の展開

V-1 計画目標Ⅰ 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり



(1) 基本目標 i 安心して利用できる福祉サービス

すべての市民が、制度やサービスを十分に理解して、必要に応じてサービスを利用できる仕組みづくりを進めます。身近な相談相手や専門職による相談窓口など、困った時に相談できる場所や人材を整えて明示するとともに、安心して相談できるよう、市民の気持ちに寄り添った対応を行います。

専門職や市がその専門性を高め、また、市民や町内会などとの連携・情報交換のネットワークを整えることで、福祉サービスを必要としている市民を確実にサービスにつなげる仕組みをつくりまします。

● 基本施策① 身近な相談窓口の充実と福祉情報の提供

困りごとを抱えている市民が相談できる場として、民生委員児童委員^{1-①}や福祉委員^{1-②}を中心とした身近な地域における相談先、地域包括支援センター^{1-③}など日常生活圏域^{1-④}や中学校区レベルの相談窓口、市役所や社会福祉協議会など全市レベルの相談窓口など、地域における相談窓口を重層的に整えます。高齢者、障がい者、子育て分野における既存の相談窓口同士が情報交換・情報共有を行う体制づくりを進め、どの窓口でキャッチした相談ごとも、必要な機関につないで対応できるようにします。

すべての市民が自分の困りごとを相談できる場があることを知り、どのような福祉サービスがあるのかを理解できるよう、引き続き「保健福祉サービス総合ガイドブック」や市のホームページによる周知を継続するとともに、地域福祉推進員^{1-⑤}による「出前講座」など、地域に出向いての丁寧な説明機会を設けます。

-
- 1-① 民生委員児童委員：民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。民生委員児童委員は、地域の状況をよく把握していて、地域福祉活動への熱意があるなどの要件を満たす方が委嘱されます。自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、市民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たしています。
- 1-② 福祉委員：町内会や民生委員児童委員などからの推薦を受け、社会福祉協議会から委嘱されて地域の福祉活動を実践する方であり、平成25年度の千歳市の設置状況は、105町内会、877人です。
- 1-③ 地域包括支援センター：地域包括支援センターは、介護保険法に定められた施設です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種チームアプローチにより、市民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。
- 1-④ 日常生活圏域：介護保険事業計画において、市町村ごとに定められる地域の範囲です。地理的条件や人口、交通事情などを勘案し、市民が日常生活を営んでいる地域を定めます。日常生活圏域においては、医療や介護、生活支援サービスなどが必要となった時、おおむね30分以内にそれらのサービスが提供されることをめざしています。
- 1-⑤ 地域福祉推進員：千歳市が独自に配置している、地域福祉推進のための業務を担当する非常勤職員です。第2期計画における主な業務は、計画の進捗確認、フォーラムや勉強会の開催準備、保健福祉サービス総合ガイドブックの更新などを行いました。

個別施策1：民生委員児童委員の活動促進

千歳市には、214人（定数：216人、平成27年1月1日現在）の民生委員児童委員が配置されており、もっとも身近な相談窓口として市民の生活状態の把握や相談、福祉事業者や活動団体との連携、関係行政機関の業務への協力などを職務として、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

地域における民生委員児童委員の活動を支援するため、福祉サービスや制度、ボランティア等の情報提供や地区協議会及び連絡協議会における研修会の充実を図ります。

【実施時期】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
● 				

※個別施策のうち、ちとせ地域福祉市民会議で提案された内容や施策の実施に向け調査や準備を要するものについては、枠で囲み、実施時期を明記しています。なお、実施時期の予算を確約するものではありません。

個別施策2：各種相談窓口の確保と連携

地域子育て支援センター（市内10か所）、地域包括支援センター（市内5か所）、障がい者総合支援センター（市内1か所）など、困りごとの内容に応じた身近な相談窓口の確保と機能充実を図ります。

また、市の組織を含め、相談機関の横断的な連携を進め、消費生活相談、法律相談、就労相談など適切な機関に確実につなぎ、アフターフォローの行き届いた市民相談の支援体制を構築します。

個別施策3：福祉情報の発信と共有

地域で安心して生活するために必要な福祉情報を整理し、福祉・保健・医療などの各種サービスに結び付けることができるよう横断的な活用に努めます。

また、福祉情報の発信は、市のホームページや回覧板など年代や生活スタイルなどの違いに応じた手段を用いて、広く市民に浸透するよう工夫します。

さらに、提供しているサービスなど地域の社会資源に関する情報の共有を図るため、民生委員児童委員や町内会などへの情報提供に努めます。

情報の共有に際しては、プライバシーの尊重と個人情報の適切な取り扱いに対する正しい理解の普及啓発を進めます。

個別施策4：千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿 2020」の新設

地域福祉推進員による出前講座を新設し、町内会・自治会や民生委員児童委員、PTAやクラブ、サークルなどの小単位・小グループにおける勉強会を実施し、地域の隅々まで福祉情報を共有できるよう提供に努めます。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

● 基本施策② 福祉を必要としている市民を発見する仕組みづくり

「困っている」と助けを求めることが難しい市民がいます。地域で共に暮らす市民や、既存の福祉サービスを提供している事業者など、さまざまな立場でアンテナを磨いて、自ら相談窓口に来ることが難しい市民を発見し、適切な機関につなぐ仕組みを構築します。

個別施策5：地域における課題やニーズの発見

民生委員児童委員や福祉委員、町内会などによる活動、近所同士の見守り・安否確認活動などを通じて把握された地域の課題やニーズを適切な関係機関へつなぐ道筋を明確にするとともに、民生委員児童委員連絡協議会、社会福祉協議会、町内会連合会などの各組織内で広く共有し、地域における課題解決に向けた検討に活用します。

個別施策6：「(仮称)ちとせ地域福祉ネットワーク会議」の新設

福祉分野の第一線で業務に従事している方や地域に密着した活動を行っている方など実務レベルにおける情報交換を行う場を設置します。

市民や町内会、民生委員児童委員、福祉委員、教育機関、子育て分野・高齢者分野・障がい者分野などの福祉事業者などが、日ごろから交流しネットワークを構築することで、多様な地域課題に対応できる体制を整えます。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

(2) 基本目標 ii 福祉サービスの狭間にある問題への対応

社会経済状況の変化により、今ある福祉制度だけでは対応が難しい新たな課題が顕在化しています。非正規労働者やニート^{2-①}、ひきこもり^{2-②}など、いろいろな理由で十分な収入を得られず、自立した生活が難しい方たちがいます。

平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートします。この制度では、課題を抱えた市民を早期に見つけ出し、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うことで、対象者の自立した地域生活を促します。また、生活困窮者支援を通じて、関係機関の連携や新たな社会資源の創出など、地域づくりに取り組みます。

● 基本施策③ 生活困窮者自立支援制度 【重点施策】

個別施策7：生活困窮者自立支援事業の実施

【実施時期】				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
● 				

【生活困窮者の把握】
 市の保健福祉（高齢、障がい、子育てなど）、年金・保険、就労、租税等の関係部署が連携し、どの部署でも相談に訪れた生活困窮者を見逃さず、適切な相談先につなぐ庁内体制を構築します。
 市や事業者、ハローワーク、学校や地域など、千歳市内のあらゆる機関が密接に連携して生活困窮者支援に取り組むため、適切に生活困窮者の情報を共有できるルールづくりを行います。

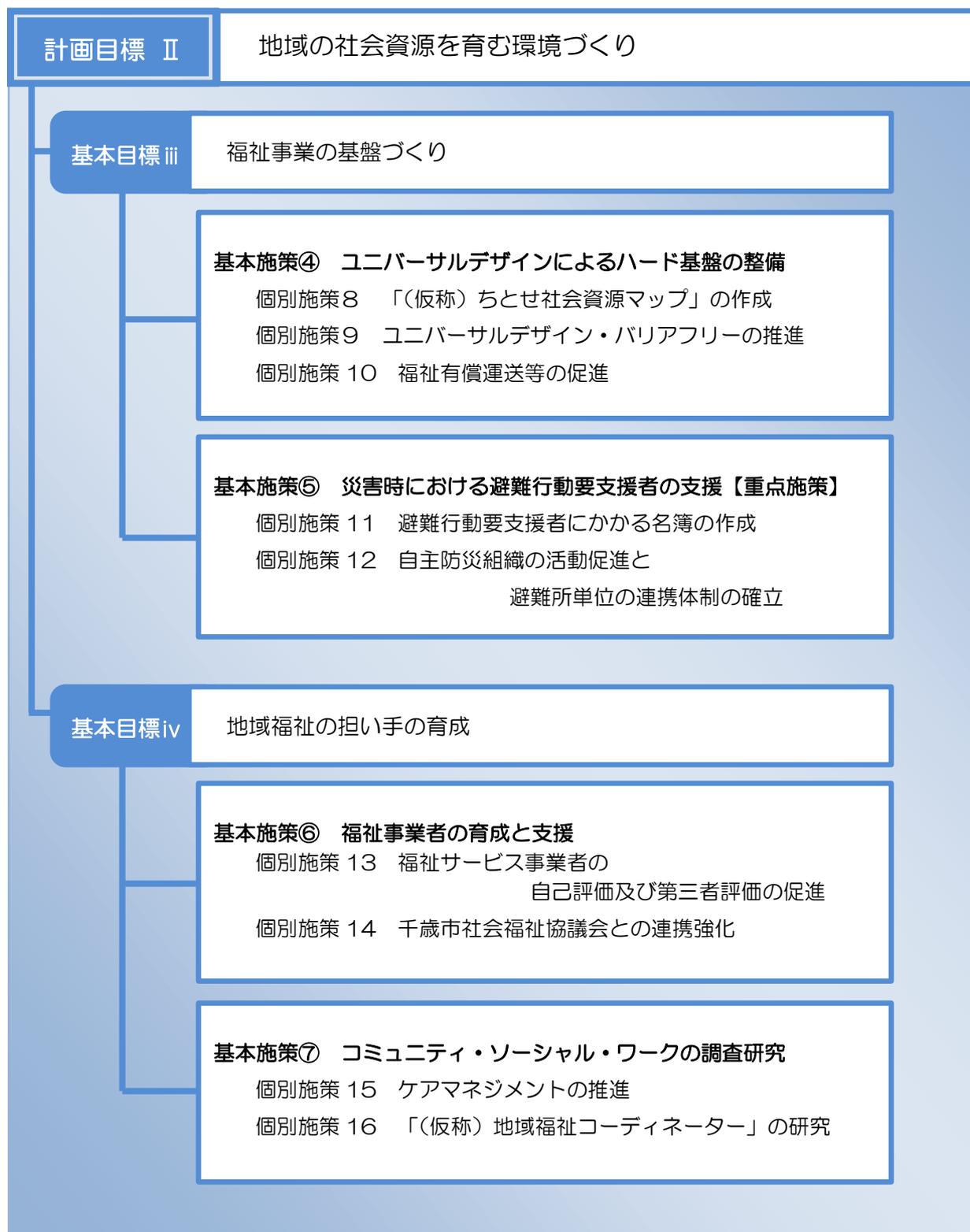
【生活困窮者自立支援制度により実施する事業】
 生活困窮者自立支援制度では、市が必ず実施しなければならない「必須事業」と、任意で実施できる「任意事業」があります。
 千歳市では、任意事業として「就労準備支援事業」「一時生活支援事業」「家計相談支援事業」「子どもの学習支援事業」を段階的に実施する予定です。

2-① ニート：国では、総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち家事も通学もしていない方を、いわゆるニートとして定義しています。

2-② ひきこもり：厚生労働省では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態のことを、ひきこもりと定義しています。

<p style="text-align: center;">必須 事業</p>	<p>自立相談支援事業： 生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える課題を全体として受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認したうえで支援計画を策定します。 また、支援計画に基づく様々な支援を開始後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、適切な就労支援など、本人の自立までを包括的・継続的に支えます。</p> <p>住宅確保給付金： 自立相談支援事業の支援を希望した生活困窮者の中で、離職により住宅を失った者や住宅を失うおそれのある者に対して、家賃相当の住宅支援給付金（有期）を支給しながら就労支援を行います。</p>
<p style="text-align: center;">任意 事業</p>	<p>就労準備支援事業： 基礎的な生活能力やコミュニケーション能力などに課題があり、通常の就職活動等により仕事に就くことが難しい生活困窮者に対して、規則正しい生活を送るなどの日常生活自立、社会生活自立の段階から、一般就労に向けた準備としての訓練を行います。</p> <p>一時生活支援事業： 住居のない生活困窮者に対して、居住先を確保するまでの一時的な衣食住の提供を行い、生活保護制度や自立相談支援事業の活用等により安定した生活を営めるまでの支援を行います。</p> <p>家計相談支援事業： 失業や債務を抱える生活困窮者に対して、家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付等のあっせん等を行います。</p> <p>子どもの学習支援事業： 生活保護受給者を含めた生活困窮者世帯の小・中・高校生を対象に、勉強する場を設けて学力向上をめざした学習支援を行い、生活困窮者世帯の子どもが将来生活に困窮しないよう負の連鎖を断ち切ることを目的として実施します。</p>

V-2 計画目標Ⅱ 地域の社会資源を育む環境づくり



(1) 基本目標 iii 福祉事業の基盤づくり

誰もが気軽に外出できるよう、公共交通機関^{3-①}や道路整備など、バリアフリー^{3-②}・ユニバーサルデザイン^{3-③}化について、さらなる取組を進めます。

また、災害時においても必要な人に必要な支援が行き渡るような仕組みについて、町内会などの地域組織と連携しながら整備するなど、安心して生活できる基盤づくりを進めます。

●基本施策④ ユニバーサルデザインによるハード基盤の整備

高齢者や障がい者、妊娠している女性、子どもなど、すべての市民が安全に安心して暮らせるよう、公共施設や公園、道路などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインの導入を推進します。民間施設についても事業者の理解と協力を得ながら、誰もが気軽に外出し、活動・交流できるまちづくりを進めます。

個別施策8：「(仮称)ちとせ社会資源マップ」の作成

「(仮称)ちとせ社会資源マップ」を作成し、「保健福祉サービス総合ガイドブック」(年1回発行)に収録します。

「(仮称)ちとせ社会資源マップ」には、道路、公園、施設における段差解消や多目的トイレ、スロープの設置などのバリアフリー情報はじめとして、子育て・高齢・障がい・就労など、市・民間の種別を問わず、あらゆる社会資源の情報を掲載します。

掲載する社会資源の情報については、庁内各課への照会に加え、関係機関等が把握している情報についても収集してマップの更新に役立てるとともに、市全体のユニバーサルデザイン推進にかかる課題を把握します。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

3-① 公共交通機関：鉄道やバス、飛行機など、不特定多数の人が利用する交通機関のことをいいます。

3-② バリアフリー：障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁を取り除くという意味で用いられることが多いです。より広く障がいのある人や高齢者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられています。

3-③ ユニバーサルデザイン：1990年代頃から、アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロン・メイス氏によって提唱された概念であり、製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるように、初めから考えてデザインするという考え方のことです。

個別施策9：ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進

年齢や障がいの有無にかかわらず、より多くの市民が安全で快適に生活できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。

民間建築物については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「北海道福祉のまちづくり条例」に基づく整備の指導を行い、市営住宅や学校、コミュニティセンターなどの公共施設や公園・道路の整備にあたっては、各基準などに沿って段差解消や使いやすいトイレの設置等を推進します。

個別施策10：福祉有償運送^{3-④}等の促進

市民の誰もがが必要な場所、行きたい場所に出かけられるよう、市民ニーズを踏まえ、事業者と連携して利便性と公共性、経済性のバランスのとれた交通ネットワークの充実を図り、福祉有償運送の促進や公共交通機関等の確保に努めます。

●基本施策⑤ 災害時における避難行動要支援者の支援【重点施策】

日本は、阪神・淡路大震災（平成7年）、新潟県中越地震（平成16年）、東日本大震災（平成23年）を経験し、近年は大雨や台風等による土砂災害や洪水など大きな災害が頻発しています。

普段から、高齢者や障がい者、乳幼児のいる世帯など支援を必要とする方々の状況を把握して、災害時にはどのように支援するかを地域全体で情報共有することが重要です。

千歳市地域防災計画に合わせ、要支援者名簿（台帳）の整備を図るとともに、災害が発生した場合に避難所（福祉避難所^{3-⑤}含む）における支援や体制を平常時から準備を進めます。

3-④ 福祉有償運送：法人等が要介護者や身体障がい者等に対して、実費の範囲内で自動車を使用してドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスのことをいいます。

3-⑤ 福祉避難所：千歳市では、避難生活が長期にわたる場合に、介護が必要な方、障がいのある方など、収容避難所（52か所）での生活が困難な方を対象に開設する避難所のことをいいます。

個別施策 11：避難行動要支援者にかかる名簿の作成

災害時に支援を必要とする方の名簿（避難行動要支援者名簿及び個別台帳）について、本人の同意や町内会の理解を得て整備を進めます。また、これら名簿に記載されている個人情報等を、必要な機関が適正に利用するよう、個人情報の取り扱いについて、適切な管理に努めます。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

個別施策 12：自主防災組織^{3-⑥}の活動促進と避難所単位の連携体制の確立

地震や大雨、土砂崩れなどの大きな災害が発生したとき、その被害を最小限のものとするためには、普段から地域において減災・防災活動に取り組むことが重要です。

防災訓練や出前講座をとおして、町内会などにおける自主防災組織の結成を促進するとともに、学校や消防、社会福祉協議会などの関係機関との連携を推進します。

また、災害時における庁内の体制を確認するとともに、避難所ごとの運営体制について町内会などと協議して、緊急時には速やかに対応できるよう準備します。

3-⑥ 自主防災組織：自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行います。災害対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第5条 第2項）として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されています。

(2) 基本目標iv 地域福祉の担い手の育成

社会福祉協議会をはじめとする地域の「核」となる団体や、福祉に関わる専門職などの人材育成、それらの人材の専門性をしっかりと活かせるような体制・仕組みをつくりまします。

また、市や専門職と、地域住民が協力して課題解決に取り組めるよう、連携・協力の体制づくりを行います。

●基本施策⑥ 福祉事業者の育成と支援

地域福祉の理念を定着させるためには、地域活動の実践者や専門職による積極的な働きが求められます。市民の福祉活動に対する支援、専門的な知識に裏打ちされた対応、必要に応じて連携体制を構築しての支援など、市民のニーズや課題を的確に把握し、気持ちに寄り添った支援ができる人材や事業者の育成に努めます。

特に社会福祉協議会は、千歳市における地域福祉活動を担う主たる機関であり、千歳市がめざす地域福祉の姿をしっかりと共有したうえで、必要な取組を行います。

個別施策 13：福祉サービス事業者の自己評価及び第三者評価の促進

社会福祉法人が自ら提供する福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択に資する「第三者評価」及び「自己評価」について、市内の法人事業者に対し制度趣旨の理解と実施の啓発に努めます。

また、市民が信頼できる福祉サービスの提供には、事業者の透明性の高い経営状況や事業内容の公開が重要であり、市は公表された情報を市のホームページや保健福祉サービス総合ガイドブックを活用し市民周知に努めます。

個別施策 14：千歳市社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉活動を行うための中核的組織であり、市民団体に対する活動の場・情報交換の場の提供や、ボランティア活動、人材育成など、地域と関わる重要な活動をしています。

千歳市と社会福祉協議会の連携強化により、地域福祉にかかる担い手の育成に取り組まします。

【実施時期】



●基本施策⑦ コミュニティ・ソーシャル・ワーク^{4-①}の調査研究

地域福祉の実現のためには、困りごとを抱えている市民を把握し、その市民に必要なサービスや支援を見極めて地域にあるサービスや社会資源を結びつけたり、既存の制度や支援機関の役割を調整し、また、必要に応じて新しいサービスを開発していくといった活動を、総合的に進める必要があります。

このような「コミュニティ・ソーシャル・ワーク」活動は、千歳市において十分に実践されているとはいえません。コミュニティ・ソーシャル・ワークの実践には専門的な知識が必要であり、人材の発掘を含めた調査研究を進めます。

個別施策 15：ケアマネジメント^{4-②}の推進

高齢者支援分野では、介護保険制度において介護支援専門員によるケアマネジメントに基づきケアプランを作成し、サービス提供を行うこととなっています。また、障がい者支援分野では、障害者自立支援法（平成 18 年度施行、平成 25 年度より障害者総合支援法）により、法における自立支援給付を行う場合に、ケアマネジメントの仕組みを導入しています。さらに、平成 27 年度からスタートする生活困窮者自立支援制度においても、「相談支援プロセス」としてケアマネジメントの仕組みに基づき支援が行われます。

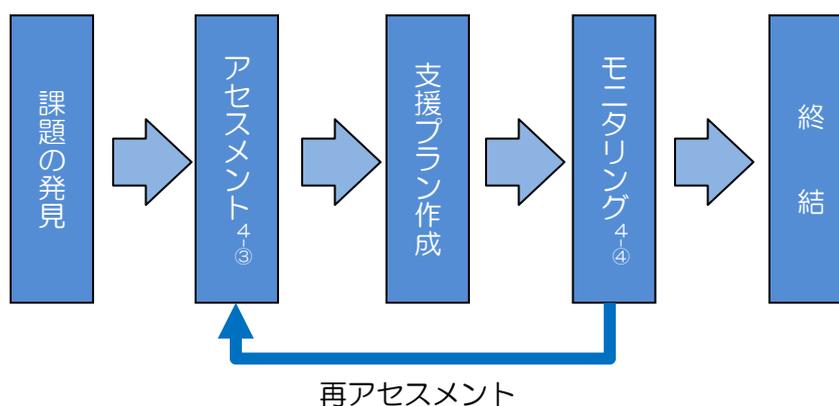
このように、福祉にかかる各分野においてケアマネジメントの推進が地域福祉の重要な手法として位置付けられています。地域において福祉サービスを提供する専門機関が、ケアマネジメントの必要性と重要性を十分に理解して、地域福祉の実践にケアマネジメントの手法を積極的に取り入れるよう働きかけます。

それぞれの専門機関がケアマネジメントを適切に実施することを通じて、千歳市全体の地域福祉の向上をめざします。

4-① コミュニティ・ソーシャル・ワーク：困りごとを抱えている個人を把握し、必要な支援を見極めて社会資源と結びつけたり、新しいサービスを開発していくなどの活動をいいます。個人に対する支援にとどまらず、広く地域社会への働きかけを通じて、地域福祉の実現をめざします。

4-② ケアマネジメント：利用者や家族の希望を尊重しながら、保健・医療・福祉・就労など地域のさまざまな社会資源と連絡・調整することにより、一人ひとりの生活に必要なサービスを適切かつ効率的に提供するための手法です。

図表V-2-1 ケアマネジメントのプロセス



個別施策 16：「(仮称) 地域福祉コーディネーター^{4-⑤}」の研究

コミュニティ・ソーシャル・ワークを実践する専門職「(仮称) 地域福祉コーディネーター」の育成と配置について研究します。

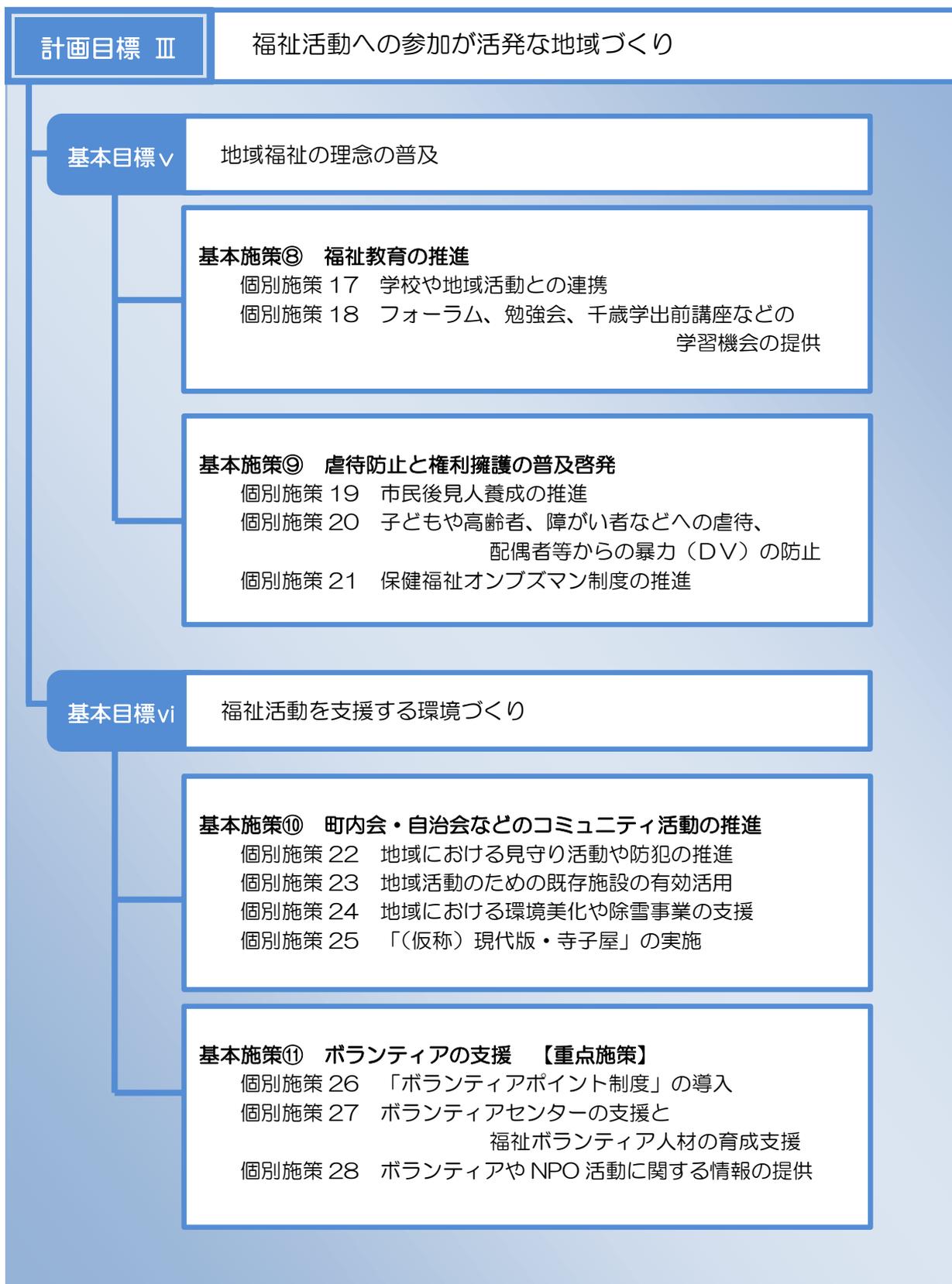
将来的には、「(仮称) 地域福祉コーディネーター」を、日常生活圏域や中学校区などの範囲を設定して配置することをめざします。

4-③ アセスメント：一般的には環境分野において使用される用語ですが、福祉分野では、困りごとを抱えている方について正しく知るために、その状況を包括的に把握（情報収集）し、対応すべき課題をとらえて、背景や要因を分析し、解決の方向を見定める手続きのことをいいます。

4-④ モニタリング：利用者支援のために定めた支援プランについて、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、また、支援により目標が達成しているかなどについて、状況を確認（モニター）することをいいます。モニタリングの結果、必要に応じてプランを見直します。

4-⑤ 地域福祉コーディネーター：地域において、地域の課題やニーズを発見し、必要な機関やサービスにつないでいく、地域生活を支えるネットワークの中心を担う人材です。

V-3 計画目標Ⅲ 福祉活動への参加が活発な地域づくり



(1) 基本目標 v 地域福祉の理念の普及

市民一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深め、自分たちのまちをつくる大切な役割として積極的に地域活動に参加できるような取組を進めます。

どのような状況にある市民も、お互いの価値観を認め、尊重し合いながら暮らし続けられるまちを実現するため、すべての人にとって福祉は「自分自身の問題」であるという意識の醸成を図ります。

●基本施策⑧ 福祉教育の推進

ソーシャル・インクルージョンとは、基本理念にも掲げているとおり、貧困や失業に陥った方や障がいのある方、ホームレスの状態にある方などに対して、地域社会の中で差異や多様性を認め合い、孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、市民全体が連帯して包み支え合うという考え方です。

地域福祉の実践にあたっては、ソーシャル・インクルージョンの考え方を地域全体で共有して取り組むことが重要です。家庭や地域、学校など、さまざまな場面において、どのような立場や状況にある市民についても、ともに支え合って地域をつくりあげる一員であるという考えの定着をめざし、教育・啓発活動を行います。

個別施策 17：学校や地域活動との連携

子どもから高齢者まで市民が地域福祉の考え方を理解し、地域社会の一員として、また、地域社会の担い手として積極的に福祉活動に参加できるよう、学校や地域組織と連携しながら福祉教育の充実を図ります。

総合的な学習の時間を活用し、地域福祉について市民とともに考える機会をつくるなど、市民と学校が協力して福祉教育に取り組みます。

個別施策 18：フォーラム、勉強会、千歳学出前講座などの学習機会の提供

社会福祉協議会との共催による「地域福祉フォーラム」(年1回)の開催、「地域福祉勉強会」(年2回)の開催、地域福祉推進員による千歳学出前講座「(仮称)ちとせ地域福祉の姿2020」(新設、47ページ「個別施策4」参照)の開催等を通じて、市民が地域福祉の理念について理解を深める機会を設けます。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
● 				

●基本施策⑨ 虐待防止と権利擁護の普及啓発

子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力（DV^{5-①}）、学校や職場でのいじめやパワーハラスメント^{5-②}など、社会的に弱い立場にある方々に対する肉体的・精神的暴力が問題となっています。保健福祉や教育などの各分野において、弱者に対する暴力を防止するための法律の制定や仕組みづくりが行われていますが、困難な状況にある市民を見つけた時には、市民誰もが適切な機関に連絡・情報提供ができるよう、制度等の周知を進めます。

一人ひとりの市民が、家族や組織、地域の中の大切な一員として認められ、自分自身が望む暮らしを地域で続けられるような取組を推進します。

個別施策 19：市民後見人^{5-③}養成の推進

認知症高齢者や障がい者など判断能力が不十分な方々に対して、親族や法律の専門職等が支援を行う成年後見制度^{5-④}があります。成年後見対象者として、認知症高齢者 462 万人（平成 25 年度厚生労働省調査）、知的障がい者 41 万人（18 歳以上、平成 25 年版障害者白書）、精神障がい者 301.1 万人（20 歳以上、平成 25 年版障害者白書）に対し、成年後見利用者は 17.7 万人（平成 25 年最高裁判所調査）であり、現状の利用率は低水準にあります。

しかし、成年後見制度の必要性は今後ますます増えることが予想され、親族や専門職による後見人だけでなく、十分な知識を持った市民による後見人を養成し、支援体制を整えることが重要です。

支援を必要とする方が、身近な地域の後見人による支援を受けて生活できるよう、市民後見人の養成を推進します。

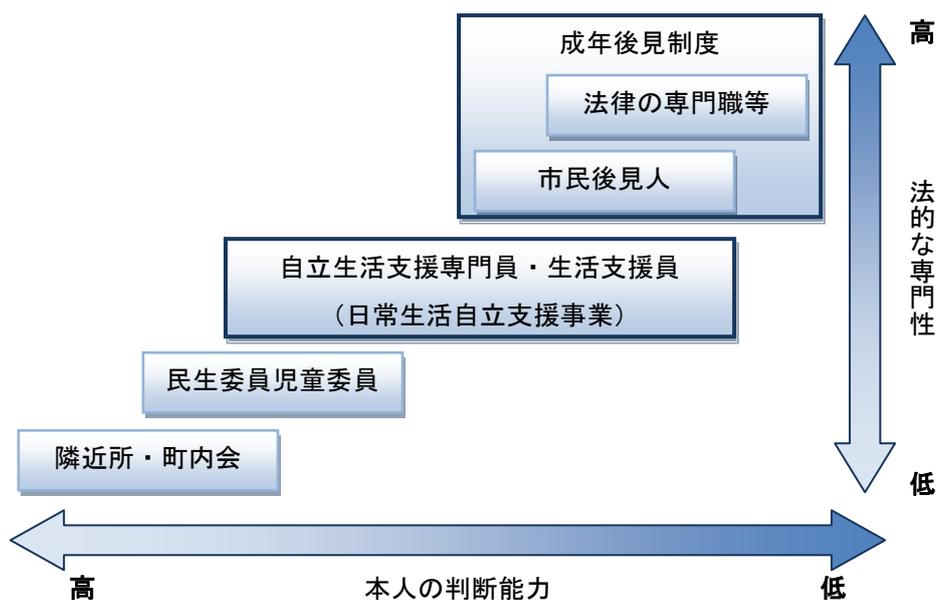
また、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業^{5-⑤}」を担う自立生活支援専門員や生活支援員と連携して、きめ細かな地域生活支援を実践します。

5-① DV（ドメスティック・バイオレンス）：一般に、配偶者や恋人など親密な関係にある、又は親密な関係にあった者から振られる暴力という意味で使用されます。

5-② パワーハラスメント：一般に、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用について不安を与えることを指すといわれています。

5-③ 市民後見人：成年後見制度に基づき、判断能力の不十分な方々の財産管理や契約などについて支援する役割を担います。法律などの専門職ではなくても、家庭裁判所からの選任を受けた場合は、市民が後見人となることができます。

図表V-3-1 判断能力が不十分な方々への支援（イメージ）



5-④ 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

5-⑤ 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者の方々のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づいて、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

個別施策 20：子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力（DV）の防止

子どもや高齢者、障がい者などへの虐待、配偶者等からの暴力（DV）を防止するため、関係機関との連携を強化し、虐待等を早期に発見し対応するための仕組みを整えます。

個別施策 21：保健福祉オンブズマン制度^{5-⑥}の推進

保健福祉サービスの公正な実施及び市民の権利利益の保護と福祉サービスの向上を図ることを目的として、市民の苦情に対して、違法又は不当な取り扱いがあれば、是正・改善を求めます。

（2）基本目標 vi 福祉活動を支援する環境づくり

地域活動に参加したいと考えている市民が、必要な情報を得て、それぞれの状況に応じた活動に取り組むことができるようにします。

町内会活動やボランティア活動などの地域活動が活発に行われる地域をめざし、日々の活動や交流を通じて、地域の中に支え合いの輪を広げます。

●基本施策⑩ 町内会・自治会などのコミュニティ活動の推進

町内会・自治会は、もっとも基礎となる地域活動の範囲です。近隣同士のあいさつや声かけ、見守りなどの身近な活動からはじまり、それぞれの町内会・自治会独自の活動や町内会同士の連携による取組へ広く展開するよう促進します。

また、学校のPTAやボランティア団体、有志のサークルなどの地域におけるさまざまな団体やグループが、活発にコミュニティの形成につながる活動を実践できるよう支援を行います。

個別施策 22：地域における見守り活動や防犯の推進

近年、窃盗や強盗事件等の犯罪や児童を巻き込んだ犯罪が全国的に多発しており、千歳市においても不審者情報が寄せられるなど児童等の安全確保を図る取組が一層求められています。

今後も町内会をはじめとする地域組織による積極的な見守り活動や地域防犯活動の取組を全市的に推進します。

5-⑥ 保健福祉オンブズマン制度：福祉の分野で、市民に代わって、その利益を守るために行動する代表者又は代理人のことです。千歳市では、市長の附属機関として、市民から申し立てのあった保健福祉サービスに関する苦情等について調査し、必要に応じて関係機関に改善や是正を勧告するなどの対応を行います。

個別施策 23：地域活動のための既存施設の有効活用

町内会館やコミュニティセンターなどの既存の施設について、地域住民が主体的に活動を行うための拠点として、市民が身近に子育てや介護予防のサロン事業などを展開できるよう積極的な有効活用を促進します。

個別施策 24：地域における環境美化や除雪事業の支援

地域における花植え、清掃活動、資源回収、除雪作業などは、日常生活に密着した交流の機会です。市民が主体となった住みよい地域づくりのための活動を支援します。

また、冬期においても安心して暮らせるよう、自力での除雪が困難な高齢者や障がい者に対する除雪支援サービス事業や町内会などへの除雪機・排雪用ダンプの無料貸出事業の実施を促進します。

個別施策 25：「(仮称) 現代版・寺子屋」の実施

コミュニティ活動の活性化を図るため、世代間の交流を図る場として「(仮称) 現代版・寺子屋」を復活・設置します。

寺子屋は、江戸時代、庶民に対して読み・書き・そろばんなどを教える場でした。

現代において、経験や知識の豊富な高齢者と学習や体験が必要な子どもたちとの世代間交流の場が求められています。

元気な高齢者の居場所となり役割を發揮できる場、そして地域全体で次世代を担う子どもを育てる場として活用します。

【実施時期】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
			●	→

●基本施策⑪ ボランティアの支援【重点施策】

地域活動に参加したい、ボランティア活動に取り組みたいと考えても、自分が参加できる活動の内容や時間帯、活動頻度の情報が得られないことがあります。こうした情報不足が、活動参加へのハードルとなっている状況があります。市民の地域活動へのハードルを下げするため、千歳市社会福祉協議会やボランティア団体等と連携した取組を行い、市全体にボランティア意識が醸成されるよう活動を支援していきます。

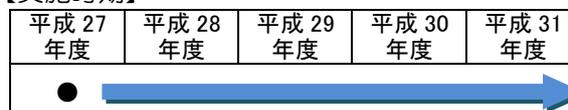
個別施策 26：「ボランティアポイント制度」の導入

市民がボランティアを始めるきっかけとして、「ボランティアポイント制度」の導入を検討します。

ボランティアポイント制度とは、ボランティア活動を行うことでポイントを貯め、貯めたポイントは換金のほか、福祉に役立てるための寄付や地域振興につながる商品等に交換することができるものです。

千歳市ではまず、65歳以上の高齢者を対象とし、介護予防や社会参加を目的とした「介護予防ボランティア」から開始します。第3期千歳市地域福祉計画の計画期間中に、社会福祉協議会のボランティアセンターと協働して、全年齢層を対象としたポイント制度へと拡大し、オール市民参加による活動推進をめざします。

【実施時期】



個別施策 27：ボランティアセンターの支援と福祉ボランティア人材の育成支援

社会福祉協議会のボランティアセンターにおける活動情報掲示板などにより、支援を受けたい要請と支援をしたい希望を組み合わせる調整機能の強化や、個人・団体のボランティア登録の促進、さらにボランティア活動のリーダーやコーディネーターの育成を支援します。

個別施策 28：ボランティアやNPO活動に関する情報の提供

地域福祉の担い手として、市民が積極的に地域活動に参加できるよう、ボランティア、NPO活動に関する情報や企業による地域活動の情報について、「広報ちとせ」や千歳市社会福祉協議会の広報紙などを通じて、積極的に発信していきます。

幅広い層に情報を提供するため、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）^{6-①}など、新しい手段による情報周知について検討します。

6-① ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）：登録された利用者同士が交流できる、インターネット上で展開されている会員制サービスです。インターネット上のサービスの中で、友人同士や同じ趣味を持つ人同士や近隣地域の住民が集まって、利用者同士で交流することができます。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。